

2005年10月27日

北海道知事 高橋 はるみ 様

D P I北海道ブロック会議
議長 西村 正 樹

障害者施策推進に関する要望及び意見書の 提出について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から道民生活及び障害福祉の向上にご尽力をいただいていること及び、2002年10月に「第6回D P I世界会議札幌大会」に対して貴職をはじめとする多くの団体や個人の皆さまのご協力を頂く中、大成功の内に終了することができましたことに、改めて感謝申し上げます。

しかし、私たちは、この大会の開催が単なるイベントではなく、北海道の障害者福祉の向上と大会スローガンである「なくそうバリア ふやそう心のバリアフリー」が大きく推進される起点にしたいとの「想い」も持っています。

大会で採決された「札幌宣言」で掲げられた国際的な「障害者権利条約」の制定は、今、国連でこれまでの人権条約を上回る速度で議論されており、近い将来その制定が実現されることを私たちは、確信しています。

また、「障害者差別禁止法」は、昨年6月の「障害者基本法」改正により障害者の差別禁止を明記するとともに、将来に向けた本格的な「障害者差別禁止法」の制定も視野に入れた付帯決議がなされているとともに、千葉県と宮城県などでは、地方自治体として「障害者差別禁止条例」制定に向けた取り組みを進めています。

更に、「障害者自立支援法案」の国会議論では、「障害当事者主体」及び「障害当事者の自己決定と自己選択」の理念については、繰り返し政府答弁でも確認されたところで

す。つきましては、今後の北海道における障害者施策の推進に当たりましては、こうした動向を踏まえ、以下の項目を、要望及び意見として提出いたしますので、12月9日までに文書によるご回答と、その実現に向けて、ご尽力をいただけますようお願いいたします。

ご多忙中、誠に恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1 障害者施策の基本的な理念と方向性について

- (1) 身体、知的、精神障害者だけではなく難病や発達障害等、制度の間にある障害者を含めた施策の推進を図るとともに、障害当事者の声とそのニーズに基づき進めてください。
- (2) 現在、法的根拠をもたないため、国内で障害者と定義されていないため、様々な困難な状況にある人々（性同一性障害、I D D M・インスリン依存型糖尿病、ユニークフェイスなど）に対する支援を検討してください。
- (3) 障害者の課題を個人（医療）モデルではなく社会（生活）モデルとしてとらえ、障害者のエンパワーメントに寄与するとともに、障害者一人ひとりに対して、人間としての尊厳を尊重した施策として進めてください。
- (4) 社会（生活）モデルとして推進するために、障害者の社会活動や参加を進めることを阻む生活上の制限・困難及び障壁を取り除き、障害のない人々と同様に差別や排除されることなく国際障害者年に提起された「完全参加と平等」を実現していくための社会環境の改善と制度の充実を進めてください。
- (5) 現在、千葉県等で取り組まれているように、北海道においても「障害者差別禁止条例」の制定を検討し、「脱施設」及び「地域生活」の実現を施策の目標としてください。
- (6) 国が実施及び検討する「障害者施策」及び「障害者に関わる施策」については、地方分権及び直接施策の影響を受ける道内の障害者団体の意見・要望等を踏まえた対応をしてください。
- (7) 具体的な項目としては、以下の分野の充実を進めてください。
 - 「障害当事者の声」が反映される体制の充実について
 - 「施設ではなく地域で生活できるための基盤整備の確立」について
 - 「まちづくり・地域づくり（ハード・ソフト）」の分野について
 - 「権利擁護システム（相談・支援）」の構築について
 - 「障害者の就労支援」の充実について
 - 「障害に対する正しい認識」の啓発について
 - 「福祉関連予算の確保」について

2 障害者施策に関する具体的な分野について

- (1) 「障害当事者の声」が反映される体制の充実について
北海道が障害者施策の新規事業の創設及び既存事業の見直し等、障害者に関わる施策の実施にあたっては、障害当事者団体等の関係者へ事前協議の実施等、協働作業として障害者の社会参加の促進及びノーマライゼーション社会の構築を進めてください。
既存の「北海道障害者会議」及び各種委員会等の充実と活用を進めてください。
- (2) 「施設ではなく地域で生活できるための基盤整備の確立」について
障害者が「施設から地域生活へ移行すること」及び「施設に入ることなく地域での生活の実現」を障害者施策の基本とし、将来的に「脱施設宣言」ができるよう施策を進めてください。
障害等級、種別、制度見直しによる移行時特例によるサービスの不公平をなくすとともにその障害者が必要としている医療、介護、介助、相談支援、権利擁護、情報提供などに対応した制度の充実及びサービス提供体制の確保を進めてください。

今国会で成立されるであろう「障害者自立支援法案」に関して以下の項目を、国へ要望するとともに地方自治体の責任で実施するものについては、北海道の施策に反映してください。

- ・ 障害者一人ひとりの長時間訪問介護など現状の支援費制度で確保されたサービスを後退させことなく、障害者の自己決定と自己選択が保障され地域で自立した生活を実現する政策を進めてください。
- ・ 定率（応益）負担は、障害者の生活実態を無視したものであり、家族にも負担が及ぶのはこれまでの障害者施策に逆行し障害者の自立を否定するものです。働きに行っても費用負担が生じることも含めた費用負担の見直しを求めてください。
- ・ 「谷間の障害者」といわれている難病や発達障害やその他、分け隔てされている障害者のないようし求めてください。
- ・ 障害者の就労対策と所得保障を積極的に推進してください。
- ・ 審査会及びその基準は、障害者の多様な特性とその必要性をふまえたものとして、障害者団体との合意形成により設定するとともに、障害当事者の自己決定権を尊重し、障害者の参画を保障するものとしてください。
- ・ 個別給付となる「重度訪問介護」「行動援護」の対象者の拡大を行うとともに、地域生活支援事業における「移動支援」が、従前どおり、障害者・児の社会参加と自立生活を維持するため、これまでの水準から低下しないための財源の確保に努めてください。
- ・ ケアホームやグループホームは、障害程度別の区分により住む場所を限定することなく、当事者の居住の場の選択権を保障し、障害程度に関わらず共に住み続けることができるようにするとともに、病院や施設の敷地内での設置を認めることなく、従来どおりホームヘルプサービス、ガイドヘルパーの利用ができるようにしてください。
- ・ 自立支援医療については、改めて医療を必要とするものの範囲、自己負担のあり方や現状の運用の課題等について検討したのち、制度改革の必要性について検討してください。
- ・ 精神障害者通院医療費公費負担制度の利用者負担については、精神障害者の所得の実態を踏まえ、治療の中断につながらないよう低所得者に十分な配慮を行うとともに、継続的に医療費負担が生じることから利用者負担に上限が設定される「重度かつ継続」に該当する疾病等の範囲についても、実態に応じ弾力的に対応し精神障害者福祉の後退を招かないようにしてください。
- ・ 北海道（札幌市）が実施する地域生活支援事業については、「障害当事者団体」など、関係者の意見を十分に聴取して進めてください。

昨年10月の「重度心身障害者医療費助成制度」見直しに伴い、以下の項目を実施してください。

- ・ 所得税課税世帯で常時医療的ケア等を必要とする障害者の生活が危惧されることから障害に起因した医療行為（人工呼吸器、褥傷など）で現行の制度で対応できないものに対して支援を検討してください。
- ・ 制度見直しによる診療抑制等の把握と深刻な事態が判明した状況への対応を検討してください。
- ・ 精神障害者も制度を利用できるようにしてください。

精神障害者の入院実態を把握し負担軽減及び権利擁護を進めてください。

精神障害者の社会的入院の解消と地域の受け皿となる支援基盤の整備を早急に確立してください。

障害者の入所施設を新たに建築することなく、そうした予算は、障害者が地域で

生活を送るために必要なサービスの充実に当ててください。

既存の入所施設については、施設利用者の地域生活移行を進めるとともに障害者の地域生活を支援するサービスを担うものとなるようその機能を見直し、将来的には、現行の施設機能を廃止してください。

(3) 「まちづくり・地域づくり(ハード・ソフト)」の分野について

ユニバーサルデザイン(UD)を基本としながらも、それだけでは対応できないバリアフリーも取り入れてください。

移動環境の整備にあたり、以下の項目を実施してください。

- ・ 車いす利用者の移動は、車いす対応エスカレーターではなくエレベーターの設置を進めてください。
- ・ 車いす利用者の乗降及びユニバーサルデザインを進めるため低床バスや2ステップバスではなく、スロープ付ノンステップバスの導入を進めてください。
- ・ 車いす利用者のバスの単独乗車を制限することのないよう、障害者の利用に即した対応を関係方面へ働きかけてください。
- ・ すべての地下鉄駅へエレベーターの設置を進めるだけでなく、車いす対応可能な改札口、適切な点字ブロックの設置、ホームドアや情報提供の電光掲示板やピクトグラフ表示などの設備の設置及び整備を進めてください。

障害者の移動の権利を保障し、移動制約者を大きく支援しているSTSが普及し社会的な認知を得られるように、以下の項目を実施してください。

- ・ 福祉有償運送における運営協議会を早期に設置してください。
- ・ セダン型特区を早期に申請してください。
- ・ 運営協議会での申請を円滑に行うための相談指導、講習会の開催等についてNPOに業務委託してNPOによるSTSが普及するようにしてください。
- ・ 相談指導、講習会の開催等に当たっては、北海道(札幌市)の施設を無料又は安価な金額で利用提供してください。
- ・ NPOが使用している福祉車輛の保管駐車場所等について公有地を無料又は安価な金額で提供してください。
- ・ 福祉制度として実施しているタクシーチケット、ガソリン補助券等がNPOによるSTSでも使用できるようにしてください。

公共建築物のバリアフリーの推進及び福祉適合マークの交付にあたっては、単なる建築物への外部からのアクセス及びパブリックスペースのみの状況を基準とすることなく、当該公共建築物内で公共的に利用されている飲食店等への出入口のアクセス状況等も加味してください。

歩道の改修及び設置に当たっては、車道側と同じ段差を歩道側に設置すると車いす利用者の乗降が著しく制限されるため、このような改修及び設置は、しないでください。

障害児教育は、本人及び親の意向を尊重し、障害のない子と同様に、地域の小中高등학교への通学を、その子の障害を理由に排除及び制限をしないと、本人及び親に過剰な負担を強いることなく、安心して通学し学べる環境づくりを進めてください。障害児教育の充実においては学校内での介助者、医療スタッフの配置が重要ですので配置計画を作成し早期に押し進めてください。

(4) 「権利擁護システム(相談・支援)」の構築について

障害当事者団体、弁護士会、司法書士会、社会福祉協議会及び行政等がネットワークを構築して、障害者の権利擁護を推進する体制の整備を進めてください。

障害者のニーズへの対応及び権利擁護を基盤として、そのライフサイクル全般にわたる相談及び支援体制の確立を進めてください。

選挙における障害者の郵便投票制度では、本来この制度利用が可能な障害状況であるにもかかわらず手帳の障害名の記載内容により、この制度を利用できない実態がありますが、手帳の障害名の記載変更手続きによることなく、関係機関との調整を図り改善を進めてください。

(5) 「障害者の就労支援」の充実について

北海道自らが民間企業へモデルとなるように「障害者別枠採用試験の毎年実施」、「独自雇用率の設定」または「重度障害者をダブルカウントで計算しない雇用率の目標設定」など積極的な障害者の雇用促進と職場環境の整備を進めてください。視覚障害者等のワークアシスタント、ジョブコーチ等、障害者雇用を推進する上で有効な国の施策についてハローワークと連携して一般企業への周知を促進するとともに、賃金補填等の期限がきれた後も障害者の継続的な雇用が推進されるよう働き掛けてください。

障害者の雇用を積極的に進めている企業に対して官公需の優先発注等の障害者雇用奨励施策を検討してください。

重度障害者の就労を進めるために職場内介助者の配置及び通勤手段の確保が極めて重要と考えますが、障害者に関する福祉と労働関係法並びに制度において、公的サービスとして確保されるように関係機関へ要望してください。

知的障害者及び精神障害者の雇用についての検討を進めてください。

(6) 「障害に対する正しい認識」の啓発について

障害者福祉行政を担当する職員が、障害者の生活実態を踏まえた対応や各種施策に対する認識の向上及び障害者とその家族への対応を向上するために、職員自らが障害の疑似体験をしたり、ボランティア休暇を活用して障害者の生活のサポートを経験することを研修（必修）等により実施してください。

補助犬の飲食店、宿泊施設等への同伴や点字ブロックへの自転車放置及び障害者、高齢者等のエレベーターの利用等に関する理解及びマナー向上に向けた社会的な啓発を進めてください。

社会的な啓発の推進に当たっては、一般道民、市民については、もちろんですが、特に教育現場や宿泊施設、飲食店、交通機関等といった公共サービスを担う企業、団体については、関係機関と連携して進めてください。

(7) 福祉関連予算の確保について

福祉予算が厳しく抑制される一方で、北海道新幹線や札幌駅～大通公園の地下通路などの大規模な公共事業が計画されていますが、こうした事業の見直しをして、もっと道民、市民の生活に直結した福祉、医療、教育などのサービスやバリアフリーをめざす施設整備などへの予算を充実してください。

以上

DPI(障害者イタナショナル)北海道ブロック会議内
〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1-55
ほくろうビル5F

TEL:011-219-5687 FAX:011-219-5688

U R L : <http://www.dpi-japan.org/hokkaido/>

e-mail : info_hokkaido@dpi-japan.org